

発行所

株式会社 FPシミュレーション

大阪市中央区平野町3-1-10 Tel:06-209-7678

編集発行人: 税理士 三輪 厚二 Fax:06-209-8145

自動車取得の関連費用

Q: 当社は自動車を取得した際に、自動車取得税や自動車重量税、車庫証明費用、カーナビゲーション代等を支払いました。

自動車の取得に関連して支出する費用の取扱いを教えてください。

A: 自動車の取得に伴い発生する費用には

- ①自動車取得税
- ②自動車重量税
- ③自動車税
- ④自動車損害賠償責任保険(自賠責)の保険料
- ⑤検査登録費用
- ⑥車庫証明費用
- ⑦カーステレオ代
- ⑧カーエアコン代
- ⑨カーナビゲーション代などがあります。

まず、①⑤⑥については、自動車の取得に関連して支出するものですが、もともとこれらの租税公課等は一種の事後的費用で、その性格は流通税的なものや第三者に対抗する要件を具備するための費用と考えられていることから、取得価額に含めるかどうかは法人の判断に任せられています。

次に、②③④については、自動車の取得に関連して支出するものでなく、自動車を保有することにより支出する事後的費用と考えられますので、取得価額に含める必要はありません。

⑦⑧⑨については、車両に常時搭載する機器となりますので、車両の取得価額に含めて「車両及び運搬具」の耐用年数で減価償却することになります。

